平成２８年（フ）第５０７号
京都市伏見区醍醐構口町28番地１　ルネス・ピース醍醐309号室
債務者　岡本　　奄
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３６号
福岡県直方市大字山部392番地１　ドリームマンション優201号、前住所福岡県行橋市大字下稗田1666番地42
債務者　渡邊　輝騎
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第４０号
岩手県北上市北鬼柳33地割42番地３　セキスイアパート１Ｆ
債務者　瀬川　和子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第３６号
福島市上鳥渡字団子田11番地の１
債務者　渡邉　美加
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１２８号
福井県坂井市春江町随応寺第22号17番地２
ラ・ヴィーダ高道　302号室
債務者　堀江　秀樹
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５号
兵庫県淡路市浦1462番地１　牧部ハイツ202
債務者　鮫島　健作
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第２４号
兵庫県揖保郡太子町上太田964番地２
債務者　八幡　信也
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第３９８号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番405―201号
債務者　若尾　和男
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３６号
神戸市北区山田町藍那字下ノ町46番地の２、従前の住所神戸市須磨区千守町１丁目５番18号林ビル５Ａ
債務者　松下智子こと　宋　　京智（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５１号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目30番地11　コーポラスなかよし203
債務者　上地　康弘
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１７２号
沖縄県那覇市樋川１丁目11番19―302号　吉川アパート
債務者　宮里　麻美
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１３３号
千葉県富里市七栄480番140　リトルフィールド203号室、住民票上の住所千葉県八街市沖1386番地１
債務者　布施　公男
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第５３６号
愛知県半田市栄町１丁目89番地の２　光荘Ｄ－７号
債務者　小川　　誠
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５７号
青森市はまなす１丁目12番10号
債務者　加藤　　翔
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７０号
青森市大字新城字平岡258番地212
債務者　加藤　光弘
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７１号
青森市大字新城字平岡258番地212
債務者　加藤　孝子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係